

会員各位

光商工会議所  
会頭 東日出夫

「令和6年能登半島地震」災害義援金へのご協力について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご周知のとおり、去る1月1日、石川県能登地方を震源とし、最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」が発生しました。被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、今回の被災地域の一日も早い復興のため、日本商工会議所より全国の商工会議所に対し、被災地商工会議所の復興のため義援金の募集の呼びかけがありました。当所といたしましても、この要請に応え募金活動を実施したいと存じますので、趣旨をご理解いただきますと共に、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。義援金については、日本商工会議所が取りまとめの上、被害状況等を勘案し、被災商工会議所および商工会議所連合会に寄贈いたします。

尚、義援金のご協力をいただける場合は、申込書をご返信の上、下記の要領にてお振込みいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「令和6年能登半島地震」災害義援金について

義援金 1口 1,000円とし、希望口数とします。

※3月22日（金）までに、下記金融機関のいずれかに○印をご記入の上、ご納入いただきますようお願いいたします。

※ご不明な点等がございましたら総務課（TEL 0833-71-0650）までお問合せください。

2. 税制上の処理（詳しくは裏面参照）

今回の義援金は「指定寄附」には該当せず、法人は一般寄附金としての処理になり、個人の場合は対象になりません（所得控除が認められません）ので、ご了承ください。

光商工会議所 総務課 行（FAX 0833-71-1782）

「令和6年能登半島地震 災害義援金」申込書

事業所名			
ご担当者名		電話番号	
金額	口（円）	振込予定日	月 日

【振込先】口座名義人：ヒカリショウコウカイギンショ カイトウ ヒガシヒデオ光商工会議所 会頭 東日出夫

○印	金融機関名	種目	口座番号
	山口銀行 光支店	普通	0018869
	西京銀行 光支店	普通	0034126
	東山口信用金庫 光支店	普通	0044267

※振込手数料は貴事業所にてご負担いただきますようお願いいたします。

◆税制上の優遇について

(日本商工会議所)

<法人の場合>

- ・一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法（条項）：法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

$$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$$

A：期末資本金の額等＝期末の資本金の額＋資本準備金の額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額（注）

（注）所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

〔例1〕 資本金の額等（A）が10億円、所得金額（B）が1億円の会社の場合  
(10億円×12/12×2.5/1000+1億円×2.5/100) ×1/4=125万円

〔例2〕 資本金の額等（A）が1億円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合  
(1億円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/100) ×1/4=12.5万円

〔例3〕 資本金の額等（A）が2千万円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合  
(2千万円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/100) ×1/4=7.5万円

<個人の場合>

- ・所得控除されません（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。